

下水道の役割

下水道は道路、水道、電気、電話といった生活基盤整備に必要不可欠なものであり、これらの生活基盤整備が整えられてはじめて、安全で快適な生活が送れるようになります。

また、地球環境保護の観点から、湖沼法等で公共水域の水質保全が重要視されるようになり、下水道の役割が一層大切なものとなっています。

大雨が降っても浸水しなくなります



浸水の防除(雨水の排除)

道路や庭に降った雨水は、すばやく排水路に流れこみます。そのため、大雨が降るたびに浸水に悩まされていた地域でも、もう安心です。浸水の心配から開放されます。

川や海の水がきれいになります



公共水域の水質保全

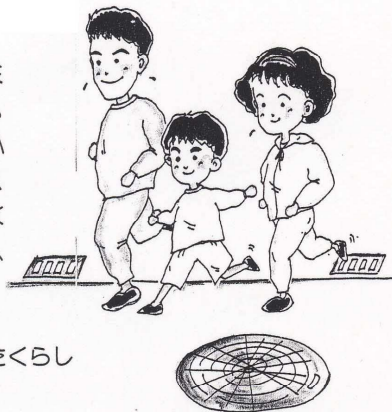
家庭から出るよごれた水は、下水管で下水道センターに集められ、きれいにしてから川や海に流されます。そのため、魚や他の生物が棲むことができる清流がよみがえります。

下水道の役割

清潔で住みよい環境のまちになります

生活環境の改善(汚水の排除)

きたないドブやミゾがなくなります。そのため、蚊やハエの発生を防いで、疫病の心配もなくなります。そして、街並みも美しく、快適で安心したくらしができます。



さわやかな水洗トイレが使える

トイレの水洗化

清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになります。そのため、子供はもちろんお年寄でも安心してトイレを使うことができ、悪臭にも悩まされることがなくなります。



下水道のしくみ

◆下水とは

下水とは、**汚水**（生活排水や事業所排水）と**雨水**とあわせた総称をいいます。

◆下水道とは

下水道法で定める下水道とは、下水を排除するために設けられる排水管、排水渠、その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、それを補完するためのポンプ場等の総体をいいます。

◆下水道の排除方式

下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する**分流式**と、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する**合流式**があります。境港市は**分流式**を採用しています。

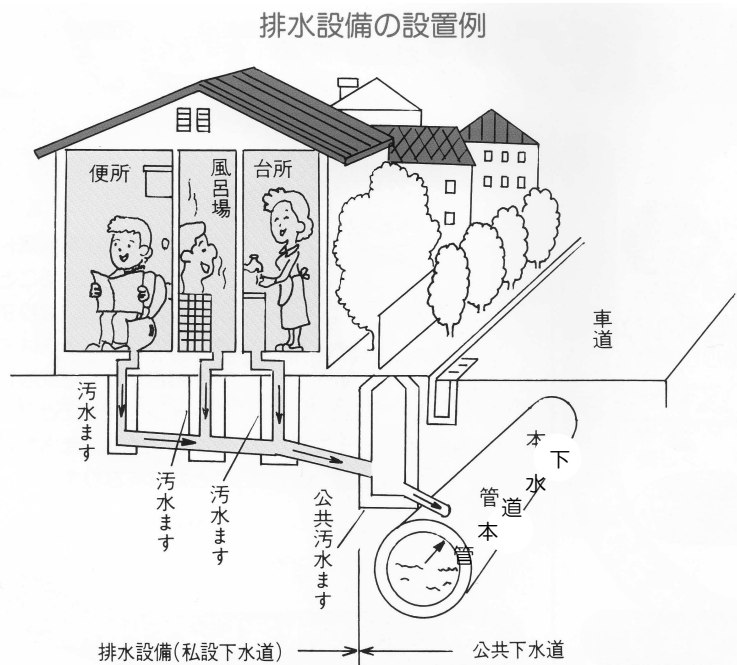
排水設備について

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域を「**処理区域**」といいます。公共下水道が使えるようになると、「**掲示**」や「**通知**」でお知らせします。そうしますと、公共下水道へ汚水を流すための「**排水設備**」をつくっていただくことになります。

◆排水設備とは

「排水設備」は個人の敷地内などにつくっていただく汚水マスや排水管などで、**個人の負担でつくり、管理していただくことになっている個人の財産**です。

また、「**公共汚水マス**」は、「公共下水道」と「排水設備」をつなぐマスで市が個人の敷地内に1つ設置して管理するものです。



◆トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が整備され、お住まいの地域が「**処理区域**」になると、**3年以内**にくみ取りトイレは水洗トイレに改造することが義務づけられています（下水道法第11条の3）。

また、**台所**などの排水設備は**6ヶ月以内**に設置していただくことになります（下水道条例第4条）。「**処理区域内**」では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。

◆公営企業の意義

地方自治体は、地域住民の多種多様な要請に添えて、教育、社会福祉、土木、消防などの様々な一般的な行政活動を行うとともに、上水道事業、下水道事業、宅地造成事業、交通事業、電気事業、ガス事業、その他の企業（公営企業）を経営しています。

これらの一般行政活動と公営企業の基本的な違いは、一般行政活動がその行政事務のための主な財源を市税等でまかなっているのに対して、公営企業の場合は、その経営のために必要となる収入を利用者からの料金でまかなっているところです。

◆下水道事業の特徴

- 処理場建設等の初期投資が大きく、その投下した投資の回収に長期間を要するために、採算性が低く民間事業になじまない。
- 下水道の普及が進むにつれて、流入量が増加し、維持管理費がかさんでいく。
- 処理場への流入が常にあるため、24時間での管理体制が必要である。
- 日常生活の環境整備など、地方自治体が行う一般行政事務との密接な関連に基づいて実施することが適当である。

◆独立採算制

下水道事業は、地方財政法上の公営企業会計と位置付けられており、地方公営企業法を適用するか否かにかかわらず、その経営は、一般行政運営（一般会計）との間の適正な経費負担区分を前提として、公営企業として必ず別会計（特別会計）の設置が必要となり、独立採算制の下に行わなければならないものとされています。

◆下水道事業費の主な財源は地方債

下水道の施設建設費（管渠整備、処理場建設費等）には多額な費用を必要とします。これらは、国庫補助金や市税等ですべてまかないきれないため、地方債という市の借金でまかなわれます。地方債には、利子を伴うため、その後の事業経営に大きな負担となってきます。

下水道使用料算定の基本的な考え方

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる」と下水道法第20条第1項に規定されています。

◆使用料算定の原則（下水道法第20条第2項）

- ・ 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- ・ 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- ・ 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ・ 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

◆使用料体系

使用料体系の設定に当たっては、国の繰出基準で定められた公費負担分を除く使用料対象経費を、汚水の量などに応じて使用者に配分することとなっています。

境港市では、全国の大多数の都市で採用されている使用水量に応じて使用料を算定する「従量制」と、水量区分ごとの水量の増加に応じて使用料の単価が高くなる「累進制」により、使用料体系を設定しています。

◆使用料算定における留意点

下水道事業を実施する地方自治体においては、下水道を経営するという観点から、中長期的な収支バランスを考えた事業計画に沿って事業を進めることが必要です。主要財源である地方債の借入に係る元利償還金（資本費）は毎年大きな伸びを示しており、流入量の増加に伴う維持管理費の増加と相まって全体としても今後も増え続け、一般市費（一般会計）からの繰入額はますます増大していきます。

厳しい本市の財政状況の中、今以上に一般会計からの繰り入れに依存度が高まることは、その他の一般行政事務経費の圧迫につながり、地方自治体の行財政に多大な影響を与えることとなります。

そこで、建設事業における効率的な投資と維持管理の節減に努め、能率的な下水道経営を行うとともに、年次的・計画的に使用料の見直しを行い、健全財政を維持していく必要があります。



下水道使用料について

公共下水道を使い始めると、流した汚水の量によって「下水道使用料」を納めていただきます。皆様から納めていただいた使用料は処理場の運転、下水道管の清掃や補修などの維持管理費用にあてられます。

◆使用水量の決め方

下水道の使用水量は、原則的には水道の使用水量としますが、井戸水を使用する場合などもありますので次のようになります。

- ① 水道のみを使用している場合 …… 水道の使用水量とします。
 - ② 井戸水等のみを使用している場合 …… 世帯構成などを考慮して認定します。
 - ③ 水道と井戸水等を併用している場合 …… 使用形態などを考慮して認定します。
- ※ 必要がある場合には、市が設置したメーターにより計測した水量とします。

◆使用料の計算

◎料金表（H19. 1. 1改定）

（2か月当たり）

使用料区分	排除汚水量	使用料	
基本使用料	20m ³ まで	2,122円	
超過使用料	20m ³ を超え 40m ³ までの分	1 m ³ につき 328.65円	157.50円
	40m ³ を超え 100m ³ までの分		201.60円
	100m ³ を超え 200m ³ までの分		259.35円
	200m ³ を超え1000m ³ までの分		304.50円
	1000m ³ を超え2000m ³ までの分		317.10円
	2000m ³ を超える分		328.65円

※ 上記金額には、消費税が含まれています。

◎計算例（2か月で使用水量が50m³の場合）

基本使用料	20m ³ まで	2,122円	①
超過使用料	20m ³ を超え40m ³ までの分	157.50円×20m ³ =3,150円	②
	40m ³ を超え50m ³ までの分	201.60円×10m ³ =2,016円	③
使用料合計	(① + ② + ③)	=7,288円	

◆納付の方法

2ヶ月（隔月）ごとに納入通知書または口座振替で納めていただきます。